

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号（評価の手順）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課）

事業の概要

事業名	住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施結果について
担当課	戸籍住民課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号の規定に基づき、パブリック・コメント及び第三者点検での意見等を反映させた特定個人情報保護評価書を、特定個人情報保護委員会へ提出する前に、本審議会において報告するもの。
対象者	
事業内容	<p>1 概要</p> <p>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づき、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）を特定個人情報保護委員会（内閣府の第三者機関）に提出する前に、パブリック・コメント及び個人情報の保護に関する学識経験のある外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）での意見等を反映して、評価書の見直しを行った。</p> <p>特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル^{※1}を取り扱う事務において、特定個人情報^{※2}の漏えいその他の個人のプライバシー等に与えるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために適切な措置を講じていることを評価書において宣言するものである。</p> <p>「住民基本台帳に関する事務」においては、「(1)住民基本台帳ファイル」「(2)本人確認情報ファイル」「(3)送付先情報ファイル」の3つのファイルに特定個人情報が記録されることから、評価書において、この3つのファイルを取り扱う際のリスク軽減措置を記載している。（参考資料のとおり）</p> <p>※1 特定個人情報ファイル…個人番号を含む個人情報のファイル ※2 特定個人情報…個人番号を含む個人情報</p> <p>2 評価書（素案）からの変更箇所 資料2-1のとおり</p> <p>3 住民基本台帳に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案） 資料2-2のとおり</p> <p>4 これまでの経緯及び今後の予定 別紙のとおり</p>